

各小・中学校長 様

天草市教育委員会  
教育長 石井 二三男

新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）

このことについて、文部科学省から熊本県教育長を通じて、別添のとおり通知がありました。

熊本県教育委員会では、国の「緊急事態宣言」の解除を前提に、県立学校において、5月18日から分散登校や時間短縮による登校を実施する方針を明らかにしたところです。

これを受け、天草市においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の徹底を可能な限り図ったうえで、下記のとおり対応することとします。

つきましては、貴校において周知いただくとともに適切に対応願います。

記

1 5月18日以降の臨時休業（休校）期間の登校について（別紙1を参照）

（1）5月18日（月）～22日（金）の週（給食なし）

1つの学年につき2日以内とし、1日3時間以内の授業とする。

（2）5月25日（月）～29日（金）の週（簡易給食あり）

午前中日課とし、1日4時間以内の授業とする。

2 児童生徒の健康管理及び感染拡大防止対策について

（1）登校前には、家庭での検温を行うこと。その際、発熱等の風邪症状が見られる場合は、登校を控えてもらうこと。（「健康チェックカード（例）」の活用）

（2）登校後は、直ちに健康観察を実施し、異常がある場合は保護者連絡等により、直ちに帰宅させること。

（3）学校では、3つの条件（密閉・密集・密接）を避けるよう、マスク（手作りマスク）着用、手洗い・消毒の徹底、換気等、最大限の措置を講じること。

3 その他の留意事項について

（1）児童生徒同士の身体的距離が最低1mとなるよう、教室内の座席の配置を工夫すること。

（2）臨時休業（休校）期間中の登校については、指導要録上の「授業日数」には含まないものとして取り扱うこと。（授業時数としてもカウントしない。）

天草市教育委員会 担当 河内 秀幸

Tel 0969-24-8813 Fax 0969-23-2171

メール kawachi-hi@city.amakusa.lg.jp